

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年1月13日認可した。

令和4年1月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）高樋地区
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）躰池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）岡池地区